

議案第 80 号

万葉公園・周辺広場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 万葉公園・周辺広場
- 2 指定管理者 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 番地
となる団体 湯河原惣研株式会社
代表取締役 藤原 岳史
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 27 日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

万葉公園・周辺広場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるとともにサービスの向上を図るため、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を要しますので、本案を提出するものです。

法 人 概 要 書

(施設名 万葉公園・周辺広場)

名 称	湯河原惣研株式会社
代 表 者 名	藤原 岳史
所 在 地	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566番地
設 立 年 月 日	令和2年2月17日
資 本 金	1, 000, 000円
売 上 高	75, 359, 860円
従 業 員 総 数	19人
主たる業務内容・活動内容及び業務資格	(1)万葉公園再整備事業の遂行 (2)温泉・飲食施設の運営管理 (3)各種イベントの企画運営等
法 人 の 特 色	温泉施設の設計・運営ノウハウを持つ設計事務所岡昇平、歴史資源を活用した滞在型観光事業の先駆者である株式会社NOTE、地元での豊富な施工実績と信頼を誇る小野建設株式会社の合弁企業
法 人 業 務 実 績 名	業 務 内 容
指 定 管 理 施 設 運 営 (飲食・観光案内施設)	湯河原町の指定管理を受け、喫茶運営・コワーキング施設や会議室管理・観光案内を実施
温 泉 施 設 の 運 営	日帰り温泉施設の運営
地 域 と の 連 携	地域イベントへの協力、近隣企業とのコラボイベントの実施